

# CPA 賦課責任の対人範囲

——ネグリジェンスに対する「防壁」の効能——

松本 祥尚

- I はじめに
- II 防壁の追認
  - 1) ウルトラマーレス・ルール
  - 2) 防壁の浸食的解釈
- III 防壁の回避
  - 1) 特定被予見クラス・ルール——リステイトメント・アプローチ
  - 2) ラッシュ・ファクターズ社対レオナード・M・レヴィン事件
- IV 防壁の放棄——合理的予見可能性ルール
- V おわりに

## I はじめに

公認会計士（以下、CPA）の責任を巡る近時の法律環境は、一連の証券不祥事その他、任意監査とはいえ初めての我国監査法人に対する損害賠償請求訴訟を契機にして<sup>(1)</sup>、専門雑誌のみならず一般の新聞紙上でも論じられるようになってきた。これは良きにつけ悪きにつけ、各種会計専門職能に対する責任追及の土壌が、我国でも醸成され始めた事実として受け止められる。この状況をさらに促進し得るものとして注目すべき事柄が、欧米同様の製造物責任（product liability：以下PL）制度が我国でも検討され、①国際法制との同調と②消費者保護の達成を志向する福祉法制へと向かっている現状にある<sup>(2)</sup>。つまり当該PL制度は、今日のアメリカ訴訟社会の元凶とされる厳格責任（strict liability）に類

(1) 東京地判平成3年3月19日判例時報1381号116頁。

(2) 例えば『日本経済新聞』1991年5月20日付、6月4日・6日・12日付。

する制度を必須とし、それは我国のこれまでの「一般不法行為」(民法709条)による対応から、「無過失責任」による賦課責任への拡大を招くことになる。この結果、大陸法アプローチを採るにしろ、英米法アプローチを採るにしろ、監査サービスとその体现である監査報告書という生産財を生む、我国会計士の法律環境も質的に流動化せざるを得なくなるであろう。

また独占禁止法や証券取引法違反に対する課徴金・罰金の引き上げ議論に見られる如く、民事責任(損害賠償)<sup>(3)</sup>による被損当事者の救済にとどまらず、刑事責任的色彩を帯びた懲罰的損害賠償をも考慮して行こうとする姿勢は、認定される損害賠償額の拡大に影響を及ぼすと考えられ、法律環境の量的流動化として把えられる。

さらに、質のみならず量的な流動化に関連する場合は、アメリカが関税貿易一般協定(ガット)に提出した日本のサービス市場の解放要求リストのなかに見られるような、日米企業の相互進出に伴う関連事務サービス分野の参入障壁除去<sup>(4)</sup>によっても、我国専門職業がおかれている環境の欧米化は避けられないであろう。

これら我国会計士の潜在的法的責任(liability)を巡る法律環境の質的・量的流動化の可能性を目にするとき、英米法思考・理念に基づく会計士の法的責任を考察することは極めて重要と考えられるのである。

以上のような基本的問題意識の下に、本稿では、特に会計士を取り巻く法律環境の質的流動化——法的責任賦課要件の拡大——に視点を置き、法廷が会計士に対する賦課責任の拠所を、契約法指向から不法行為法指向へと変換させて行く過程を、生来的には契約法概念である直接契約関係の法理(privy doctrine)が、どのようにして不法行為訴訟に援用・放棄されてきたのか、を検討することを通じて明らかにしたい。

さて、具体的に会計士に対して民事責任を賦課する場合には、その訴因とし

(3) 「相場操縦に罰金3億円」『日本経済新聞』(1992年1月28日)1頁の他、1991年5月22日付。

(4) 「米、金融・弁護士など照準」『日本経済新聞』(1992年1月1日)1頁。

て、契約違反・不法行為・厳格責任（証券諸法）<sup>(5)</sup>が考えられる。そして、不法行為において解明されるべき問題点として、

- (1) 訴因となるべき不法行為
- (2) CPA に責任が賦課される注意（正当でない注意）レベル
- (3) 不法行為訴訟において救済されるべき被損当事者の範囲
- (4) その救済範囲（金額）等

が挙げられるであろう。

これら争点との係わりで、昨今議論されている「期待ギャップ」概念を把え直すと、「誰の」（= (3)救済されるべき被損当事者）、「誰（何）に対する」（= (1)会計士ないし監査人の行為）、「どんな役割期待」（= (2)発揮されるべき注意レベル）、というようになる。そして財務報告利用者の持つ役割期待と、CPA の行なった役割認識・遂行との間に生じるギャップ（役割葛藤）を解消してきた法廷が、どのような判決を下したか、さらには一般素人である陪審がいかなる評決を行なったか、を検証することで、その各先例時点での「期待ギャップ」の解消プロセスを理解できるのである。

上記争点の内、先ず訴える者がいなければ訴訟は成り立たず、役割期待がなければギャップも生じないという点から、特に証明行為（≒(1)）を行う CPA に対する「誰の」役割期待を法廷が認めてきたのか、すなわち(3)損害賠償による救済が認められてきた被損当事者の範囲、に着目して論を進めることにする。

## II 防壁の追認

会計士と財務諸表利用者との間に生じる権利侵害は、コミュニケーション上の不法行為 (communicative tort) たる不実表示に基づいて生じ、当該不法行為は詐欺とネグリジェンスに起因する。このような詐欺不実表示 (fraudulent misrepresentation) や過失不実表示 (negligent misrepresentation) によって金銭損害を蒙った場合、契約法による救済策を与えられない第三者——会計士の

(5) ここにいう会計士による不法行為には、詐欺不実表示と過失不実表示が、厳格責任には、善意不実表示が該当する。

直接的クライアント以外の者——は、不法行為法による救済策を請求しようとする。したがって、不法行為法の目的が、人々が所有権を持つ利益と諸個人を他者による損害から保護することにある限り、本来的には、契約上の関係——「防壁 (barrier)」——が訴訟関係に持ち出される余地はない。<sup>(6)</sup>

1930年頃までは、公会計士のサービスが第1にクライアントの便益のために企図されていることが一般にも認知されており、このような偶発的な監査済財務諸表の利用第三者を保護すべきとは考えられなかった。ところが、30年以降SEC監査の導入を契機に、「もはや監査人は第1にクライアントにサービスを提供するのではなく、今や監査の第1目標は特定の財務的主張の適正性に関する意見を表明することにある」との見方に変遷したのである。<sup>(7)</sup>

デービス (J. J. Davies) は、このような監査済財務諸表の利用第三者の増加が、以下の4つの環境の現れであるとする。<sup>(8)</sup>

- (1) 第三者は一般に、特定の企業実体の財政状態を適切に分析するために必要な専門知識を欠いている。
- (2) 第三者は一般に、特定の企業実体の財務分析を十分に行うために必要な情報を入手できない。
- (3) 第三者と企業は、財務検査を個々に実施するコストが、極めて禁止的となることを理解している。
- (4) 個々に実施される財務検査は、結局は不当な負担を企業の記帳システムに掛けることになる。

上記のような環境に巻き込まれ、増加しつつある財務報告利用第三者が、不法行為法上の救済策によって保護されるべきその外延について、以下では幾つかの判例を顧みることにより検証してみたい。

(6) Johnson, Orace and William D. Terando, "From Contract to Tort: The Evolution of Accountants' Legal Liability for Negligence," *Research in Accounting Regulation*, IV (London: JAI Press Inc., 1990), pp. 78-79

(7) Davies, Jonathan J., *CPA Liability: A Manual for Practitioners* (New York: John Wiley & Sons, 1983), pp. 7-8.

(8) *Ibid*, p. 8.

1) ウルトラマーレス・ルール

常に引証される公会計士を巻き込んだ画期的事件は、1931年ニュー・ヨーク州最高裁判決のウルトラマーレス社対トゥーシュ・ニーヴン事務所 (Ultramar-es Corp. v. Touche, Niven & Co.)<sup>(9)</sup> 事件である。本判決が画期的で、リーディング・ケースとしての地位を与えられたのは、1つには、判決書を執筆したカードゾ (B. N. Cardozo) 判事が、アメリカにおける偉大な司法学者として一般に認められており、近代不法行為法発展における指導者として認知されていること、また2つには、ウルトラマーレス判決自体の言回しや論法が極めて判りやすかったこと、にあるといわれる<sup>(10)</sup>。

本訴訟は、トゥーシュ・ニーヴン事務所 (以下、トゥーシュ事務所) の名の下に事業を営むトゥーシュ (G. A. Touche) とその他パートナーに対する、ウルトラマーレス社による損害賠償請求訴訟である。この事実関係は、実質的にはスターン個人が所有・経営するフレッド・スターン社 (Fred Stern & Co., Inc. :

(9) Ultramar-es Corp. v. Touche, Niven & Co., 255 N. Y. 170, 174 N. E. 441 (1931)

対第三者責任と監査報告書との関連で、本事例を採り挙げたものに、森實『会計士監査論——近代監査思考の展開』(白桃書房, 1974年) 25~29頁, がある。この他、概略は、岡孝「16 過失による不実表示」『英米判例百選II 私法』(1978年) 40~41頁や、小森瞭「粉飾決算と会計士責任——アメリカにおける事例研究——」(中央経済社, 1975年) 19~29頁, 等多くの文献で紹介されている。

このNY最高裁 (Court of Appeals of New York) 判例は、本文中でも示したように、第1訴因として過失不実表示を、第2訴因として詐欺不実表示を提起しているが、第2審 (Appellate Division of Supreme Court) が第1訴因を却下した第1審 (Supreme Court) 判決を破棄し、原告支持の判決を下したために被告が上訴した。一方、第2審が第2訴因を却下した第1審判決を確認したために原告が上訴した、交差上訴 (cross appeal) 事例である。

尚、最終判決として法廷は、利用第三者に対するネグリジェンス責任を認めた第2審判決を破棄し、ネグリジェンス責任を否定する第1審判決を確認し、詐欺責任を否定した第1・2審判決を確認している。このプロセスを表解すると、以下のようになる。

	ネグリジェンス	詐欺
第1審	否定	否定
第2審	承認	否定
最高裁	否定	否定

(10) Davies, J J., *op. cit.*, p. 68.

以下、スターン社)が、23年12月31日現在の自社の状態を表示した貸借対照表を作成し、かつそれを証明するように、24年1月に被告トゥーシュ事務所を雇ったことに始まる。また同様のサービスを供するように、3年間、各事業年度末に当該事務所は雇われていた。

一方、当該スターン社は、ゴムの輸入販売に従事し、その営業資金調達のため、多額の融資を銀行とその他債権者から借り受けていたが、これらすべての事実を被告は知っていた。さらに被告会計士は、通常の事業過程で、証明済貸借対照表がスターン社により銀行・債権者・株主・得意先・仕入先に対して、財務取引判断の拠所・きっかけとして要求された場合には、提示されることにも気付いていた。このため、貸借対照表を作成した時点で、被告は元本の写し32通に一連番号を付して、スターン社に与えた。しかし、これらの写しが提示される対象者や、利用されることになる取引の範囲・数量については、何ら知らされていなかった。

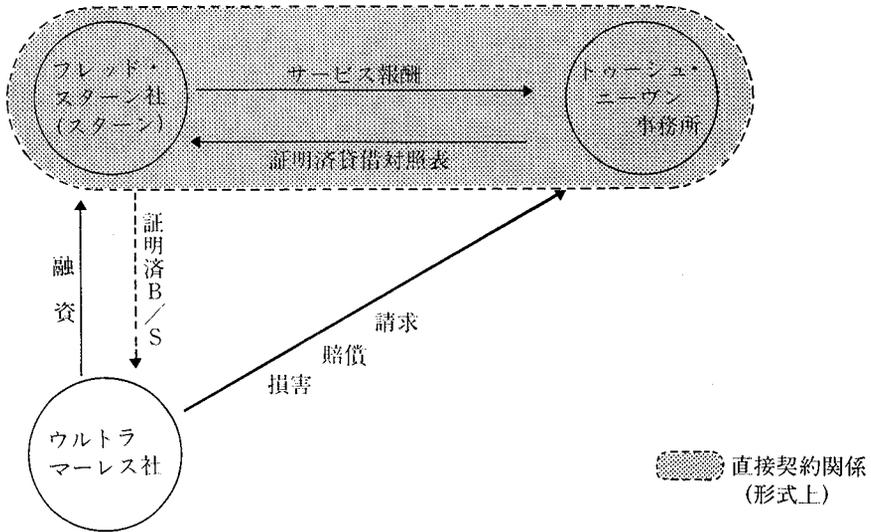
監査は24年2月26日までに終了し、「……貸借対照表が、我々に供された情報と説明に一致していることを保証する。また、……貸借対照表が、我々の意見において、23年12月31日現在のフレッド・スターン社の財政状態の真実で正しい概観(true and correct view)を表示していることを保証する」との証明がなされた。しかしながら、表示され、存在するはずの資本金及び剰余金は、実際には消却されてしまっており、スターン社は債務超過の状態にあった。

以上のようなスターン社とトゥーシュ事務所間の契約関係を背景にして、本訴訟の原告ウルトラマーレス社(問屋)は24年3月、スターンから融資を懇請された。この時点で原告とスターン社の間には、僅かな現金決済による商取引しかなかったため、融資の条件として会計士による証明が付された貸借対照表の取受を主張し、その要求に沿って被告会計士が署名し、その後スターンが所有していた証明書の1部を受けとった。この証明書を信用した結果、原告は、24年12月時点で3度にわたり10万・2万5千・4万ドルを融資したが、これらの融資には担保を設定していないか、設定していても担保として不十分で

(11) Ultramares Corp v. Touche, 174 N. E. 441, at 442.

あった。そして25年1月2日にスターン社が破産を宣告されたことから、ウルトラマーレス社は自己が蒙った損失を回復することを目的として、26年11月、対会計士訴訟を開始したのである。以上の事実関係を図示すると、以下のようになる。

図1 ウルトラマーレス社対トゥーシュ・ニーヴン事務所の実事関係



この会計士の不実表示に基づく不法行為訴訟は、下級審において、単なるネグリジェンスによる不実表示を第1の訴因として提起され、その事実審理の過程で、詐欺 (fraud) による不実表示が第2の訴因として加えられた。この下級審での陪審評決では、第2訴因を破棄し、会計士の側にネグリジェンス (第1訴因) を認め、原告支持 (約18万7千ドルの賠償) を被告に命じた。これに対し、最高裁カードゾ判事は、会計士の「負うべき義務 (duty)」を1つの争点と認め、その源泉 (origin) と程度 (measure) を検討の対象とした上で、法規上、会計士が財務諸表の利用第三者に対して義務を負うべきと考えられれば、この下級審によるネグリジェンスの事実認定は法的責任を課す十分な根拠となるが、逆に、もし負うべき義務がないとなれば、法的責任自体も存在し得ない、と表した。

ここに被告は、「自らの雇主に対して、①法により課せられた詐欺なしに証明を行なうという義務と、②その職分 (calling) に固有の注意 (care) と警戒 (caution) をもって証明するという契約から生じた義務、を負っており、この場合の詐欺は、知らないときに知っているふりをすることも含む」と解釈した。さらに、証明書を作成する際に、雇主が自分のところにそれを留めおく意図のないことを知っていたので、雇主がそれを提示する相手である債権者と投資者に対しても、被告は詐欺なしに証明する義務に等しいもの (like duty) を負っていた、と判示した。<sup>(12)</sup>つまり、法的義務の源泉と程度からすると、被告は法を源泉とした、詐欺相当程度に基づく責任については、雇主のみならず利用第三者に対しても負うべきことになる。

次に検討された争点が、「ネグリジェンスを原因とする救済策が与えられる人的範囲」である。換言すれば、上記のように、会計士とクライアントの間にある契約は、法的義務の1つの要件を構成するが、カードゾは「もしネグリジェンス責任が存在するとすれば、軽率な過ち (thoughtless slip) や失策 (blunder)、すなわち詐欺的な記帳で隠蔽された窃盗や〔文書〕偽造を発見できなかったことが、不確定なクラスの人々に、不確定な時期に、不確定な金額で、会計士を法的責任にさらすことになる」と述べ、契約関係にない利用第三者に対するネグリジェンス責任を否定した。しかし注目すべきは、カードゾ自身、この直接契約関係 (privity) という避難所ないし防壁に必ずしも肯定的な見方を取っていない点である。事実、本ケースの9年前の公計量官の不実表示を原因とした、グランザー対シェパード (Glanzer v. Sheppard)<sup>(14)</sup> 事件の判決書においては、当該防壁を攻撃しているのである。したがって、「どの程度まで、〔この法理に対する〕侵害 (inroads) が広がるかを、司法上の懸案事項<sup>(15)</sup>と見ていたことが判る。

ここでカードゾは、直接契約関係という範囲に法的義務を制限する基本的根

(12) *Id.*, at 444.

(13) *Id.*

(14) *Glanzer v. Sheppard*, 233 N. Y. 126, 135 N. E. 275 (1922). 概略は、岡、前掲「16 過失による不実表示」40頁。

(15) *Ultramares Corp. v. Touche*, *supra* note 11, at 445.

拠として、3つの事象を考えている<sup>(16)</sup>、と解される。すなわち、

- (1) 実利的 (economic) 観点から、上記のような不確定な法的責任は、諸個人が専門職業に就くことを思いとどまらせ、それが故に、社会から価値 (実利) あるサービスを奪い去ることになる、という根拠。
- (2) 公会計士の義務拡大が、他の熟練専門職業に及ぼす影響の観点から、「もしこのケースで認められたなら、ネグリジェンス責任は、監査人以外の多くの職業にまで及ぶことになる。〔例えば〕自らの意見が公衆に知らされるであろうと知った上で、自治体や会社の公社債券の有効性に関して自己の意見を保証した弁護士は、……あたかも〔その債券に関する〕論争がクライアントとアドバイザーとの間でなされたものであるかの如く、それと同程度まで投資者に対しても責任を負うことになる<sup>(17)</sup>」、という根拠。
- (3) 公会計士のサービスが、先ず第1にクライアントに利益を与えるように企図されている、という確信。つまり「公会計士は自らを雇うと決心した、いかなる者に対しても、そのサービスが提供されるという意味でのみ公職 (public) なのである。〔しかし〕このことは、彼等を雇わない人々が、雇った者と同じ立場にいると述べるのとは、全く異なる<sup>(18)</sup>」という根拠。

以上のような社会的・経済的・法的要因に配慮した本判決は、この後も幾つかの管轄法域で、ほぼ40年間にわたり公会計士の義務範囲における外延として堅固に守られ続ける根拠となっているのである。<sup>(19)</sup>

## 2) 防壁の浸食的解釈

直接契約関係の法理に対し、契約上の直接当事者でない者にまで公会計士の法的義務を拡大するために、それを直接侵害するのではなく、「訴訟におい

(16) Davies, J. J., *op. cit.*, pp. 69-70.

(17) *Ultramares Corp. v. Touche*, *supra* note 11, at 448.

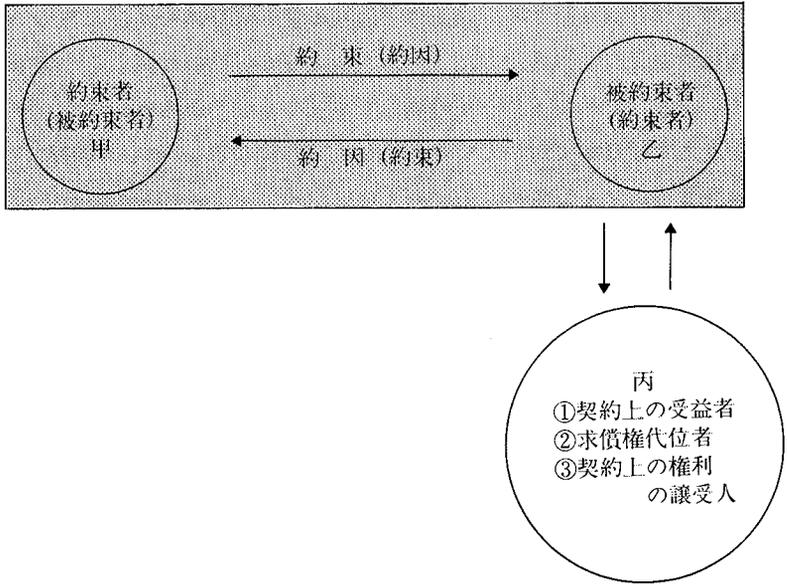
(18) *Id.*

このような理解は、何も本ケースに限られたものでなく、例えば「会社の専属でなく誰でも依頼できる会計士」(小学館ランダムハウス英和大辞典編集委員会『ランダムハウス英和辞典』(小学館、1988年)2088頁)をもって公会計士 (public accountant) と称することにも現れている。

(19) Johnson, O and W. D. Terando, *op. cit.*, p. 86.

て契約当事者に類別される」と解釈する場合がある。このように解釈すれば、クライアントのような契約上の直接当事者に加えて、公会計士の不法行為に対する被救済者として、以下のように、(1)代位権者 (subrogees)・(2)譲受人 (assignees)・(3)第1位受益者 (primary beneficiaries) という類別が案出される<sup>(20)</sup>。

図2 契約当事者関係  
直接契約関係



このような類別によって、直接契約外の第三者が保護の対象に加えられたのが、22年判決のグランザー対シェパード事件<sup>(20)</sup>であった。本ケースは、契約履行

(20) このような契約関係の理解については、拙稿「会計士のコモン・ロー責任を巡る法律環境——契約法争点を中心に——」『香川大学経済論叢』第64巻第2・3号(1991年)553～597頁、を参照されたい。

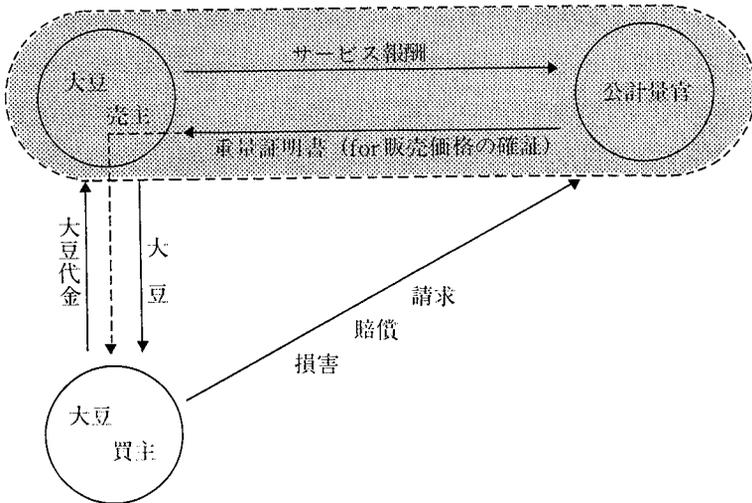
(21) NY州法廷で、本ケースは、適切な販売価格を確認するために、大豆の売主との間に適切な重量を証明する契約を締結した公計量官 (public weigher) を被告として、重量証明書 (weight receipt) に依拠した買主が提起した損害賠償請求訴訟である。

被告は、大豆の売主との間の契約時点で、売主と買主がその大豆の値付けを重量証明書

の結果、第1に利益を受けるよう意図された特定の当事者として、利用第三者を位置付けたものとされる。そして、もし本ケースで、厳密に直接契約関係の法理が適用されておれば、被告（公計量官）は非契約当事者に対しては義務を負わないとされ、原告の財産回復は当初から不可能となったであろう。そのような被告と契約関係にない第三者に、ネグリジェンスによる救済を与えるために、カードゾが行った理由付けの方法が、「[グランザー事件は] その証明書を作成した者が、しかる後に、自らの事業経営上、機会に応じてそれを用いるで

に依拠することになるという事実に加えて、第三者たる買主が誰かをも知っていた。そして買主は、当該証明書に応じて大豆の代金を支払ったが、そこで証明された重量、それが故に大豆の購入価格が、過大表示されていたことを後に発見した。この結果、買主は、購入価格のネグリジェンスによる過大表示を主因とした損失を申立て、当該計量官を訴えた。以上の事実関係を簡単に図示すると、以下の如くである。

図3 グランザー対シェパードの事実関係



これに対して法廷は、契約上の直接関係にある当事者のみならず、証明された情報への依拠を通じた行為が、先見的に誘引される特定の当事者にまで、公計量官の負う注意義務を拡張するように判示した。そして、①重量証明書が「取引の完了と目的」であることを原告は知っていたため、また②「自らの職業において熟練し慎重であるように、公衆に対しても被告は維持すべきであった」(Glanzer v. Sheppard, 135 N. E. 275) ので、被告（公計量官）の注意義務は契約関係にある当事者のみならず、合理的に予見された買主をも含む方向に拡張された。

あろうという予期の下で、サービスを供した以上のケースであった。また他者への証明書の配布が、単に多くの中の1つの可能性であるだけでなく、確実かつ即座に、また計画的に意図された『その取引の完了であり目的(end and aim of the transaction)』だったケースである」とし、この場合における「約定(bond)が、極めて限定されており、完全にそれを備えたものでないにしても、直接契約関係のそれに近かった」と解する方法だったといえ、結局この解釈の後、グランザー判決は、「専門家と契約類似の関係がある第三者に対して責任を認めたケース」(強調原著者)、として位置付けられることになった。

要するに、グランザー事件で被告が提供したサービスは、第1に原告(大豆買主)である第三者=名義上でなく実質上の契約当事者=に知らせるためになされたのであり、付随的に形式上の被約束者(大豆売主)のためになされたにすぎなかった。<sup>(22)</sup>この論法で行くと、ウルトラマーレス事件では、「サービスは、第1にスターン社の利益のために、すなわちその事業の展開に利用するための都合の良い手段として提供されたのであり、スターンと彼の同僚がその後に表示した相手の利用は偶然的ないし副次的に過ぎない」となり、詐欺責任を負わせる根拠にはなり得るが、それが即、ネグリジェンス責任を負わせることに結びつくものではない、と判断されたことになる。<sup>(23)</sup>

ところが、このグランザー先例により、22年の時点で確立されていたはずの直接契約関係法理の拡張が、どのような事実関係に当てはまるのかを各法廷は明定できず、当該先例を受け入れる方法を、未だに開発できていなかった。<sup>(24)</sup>それ故、ウルトラマーレス判例における解釈で、第1位受益者ルールが直接契約関係法理の例外として明示的に確立されたことにより、会計士と当事者関係にあることを確証できる者——(クライアント・代位権者・受益第三者・譲受人)——は、この後、常に過失不実表示の申立てによるコモン・ロー訴訟を提起す

(22) *Ultramares Corp. v. Touche*, *supra* note 11, at 445-446.

(23) 岡, 前掲「16 過失による不実表示」40頁。

(24) *Id.*, at 446.

(25) *Id.*

(26) *Davies, J. J., op. cit.*, p. 73

ることが許された、といえる。

### III 防壁の回避

#### 1) 特定被予見クラス・ルール——リステイトメント・アプローチ

既に述べたように、直接契約関係の法理が、ネグリジェンス行為者の義務範囲に対して極めて厳格な制限を課しているために、多くの法廷は法的責任を賦課する場合に、他のリベラルなアプローチを採用することに賛同し、当該制限を回避しようとしてきた。その1つが、司法の「特に予見されたクラス (specifically foreseen class)」<sup>(27)</sup>概念の導入にある。この概念は第2次不法行為法リステイトメント第552条の中に、最も良く顕現している。そこでは、以下のように規定されている。<sup>(28)</sup>

「(1) 自らの事業・職業・雇用の過程にあり、或いは、自らが金銭的利益を有する取引にあり、自らの事業取引における他者の指針のために虚偽情報を供する者は、もしその情報を入手ないし伝達するに際して、合理的注意と適格性を行使しなければ、その情報への正当な依拠により他者が蒙った金銭損害の責任を負うことになる。

(2) 第3項で述べるものを除き、第1項で述べた責任は、以下により蒙られた損失に限られる。

(a) その者の便益と指針のために、当該情報を提供するよう意図した者、

(27) Davies, J. J., *op. cit.*, p. 74.

(28) ここでは、「特に予見されたクラス」であって、そのクラスに属する「特定の人物 (第三者)」とまでをも意図してはいない。

(29) Restatement (Second) of Torts §552 (1977).

この規定は本文のような一般原則について、以下のような仮説的例証を含んでいる。

「Aは、5万ドルの融資のため銀行と交渉している。銀行はCPAによる監査を要求する。AはB & Company (会計士事務所)を監査のために雇い、自らが銀行融資を交渉するつもりである旨を告げる。Aは、当初予定していた銀行から融資を得ずに、もう1つの銀行と融資を交渉する。その銀行はB事務所の証明済財務諸表に依拠する。しかし、その監査は不注意にAの金融資産 (financial resources)を過大表示し、その結果、この2番目に交渉した銀行は金銭損失を蒙る。〔以上の事実関係の下に〕B事務所は、その2番目の銀行に対して法的責任を負うことになる」(Comments and Exploratory Notes, 10-16)。

或いは、その受取人がそれを提供する意図を持つことを知る者で、  
 (b)その者が影響を及ぼすことを意図した取引、或いは、その受取人がそうすることを知っている取引において、ないしは実質的に同様の取引において、当該情報への依拠を通して、

- (3) 公的義務 (public duty) の下に、当該情報を提供すべき者の責任は、その者の便益のために義務が創出されたクラスの者により、彼等を保護しようと意図された何らかの取引において、蒙られた損失にまで及ぶ。」

このリステイトメント第 552 条第 2 項を読むと、不法行為者の義務範囲を「その便益と指針のために、その者が情報を提供しようと意図する者」にまで拡張している。このグループが、一般には直接契約当事者とは看做されない、意図された受益者を含むだけでなく、伝統的には契約の第 1 位受益者には規定されない人々をも含むよう企図されている。短言すれば、「事実の存在や意見などの情報を提供する者の責任は、第 3 項 (情報提供が公の義務である者の責任) を除いて、情報の受領者が第三者の利益や指針のためにその情報を提供しようとしていることを知っている場合に生ずる<sup>(30)</sup>」とした。このようにリステイトメント・アプローチは、直接契約関係ルールにより囲われていた範囲を超えて、不法行為者の法的義務範囲を十分に拡張し得る可能性を示したのである。

但し、無制限な拡張を許さないために、監査人の義務範囲に 2 つの制限をおいている<sup>(31)</sup>。その第 1 は、監査人の義務範囲に偶然加わり得る当事者の数に関連する。つまり、監査人の契約当事者と、その契約の受益第三者が、リステイトメントにより予想された義務の範囲内にあることは明白であるが、このアプローチがどの程度遠くまで予定しているかは明示的ではない。このため、当該注釈において、同条が予想する義務は直接契約関係ルールにより包含されるものより大きい<sup>(31)</sup>が、予見可能性の最高限度 (full limits) にまでは及ばないことを明らかにしている。換言すれば、リステイトメントは、公会計士にヨリ大きな

(30) 岡, 前掲「16 過失による不実表示」41 頁。

(31) Davies, J. J., *op. cit.*, pp 76-77.

義務を課したものはあるが、合理的に予見され得る全ての金銭損害に関して、正当注意義務を引き受けるようには強いていない。そして少なくとも、金銭損害に至る過失不実表示を犯した当事者の義務は、特に予見された限られたクラス (specifically foreseen and limited class) より外には及ばない、と解される。

もう1つの制限は、当該表示当事者がその情報が用いられる取引を知っていること、に関連する。これは、監査人が影響するよう意図した取引（或いは、実質的に同様の取引）において、金銭損害を蒙った当事者に対してのみ、監査人の正当注意義務は及ぶ、と規定した同条第2項第b号に見られる。

## 2) ラッシュ・ファクターズ社対レオナード・M・レヴィン事件

特定被予見クラス・ルールを適用したケースの1つが、1968年判決のラッシュ・ファクターズ社対レオナード・M・レヴィン (Rusch Factors, Inc. v. Leonard M. Levin)<sup>(32)</sup> 事件である。本事件は、会計士による不実表示と、融資に際して会社が依拠した財務諸表の作成段階におけるネグリジェンスの結果、自己が蒙った損害を回復するために、当該会計士に対して会社が提起した損害賠償請求訴訟である。その評価は、監査報告書が販売取引を完遂する際に利用されるかもしれないという事実を監査人が知っていた場合に、商取引における多数の潜在的購買者のいずれか（クラス）に対して、当該監査人が責任を問われたものであり、第2次不法行為法リステイトメント試案<sup>(33)</sup>を参照することで、被損第三者にまで会計士の法的責任を拡張したものとされる。

本ケースの事実関係は、次の通りである。<sup>(34)</sup> 63年から64年初めにおいて、ロード・アイランド (Rhode Island: 以下、RI) の会社が原告 (Rusch Factors, Inc.: 以下、ラッシュ社) に対して融資を懇請したのに応じて、原告 (ラッシュ社) 側は、その会社の財務安定性を測るために証明済財務諸表を要求した。その際、

(32) Rusch Factors, Inc. v. Leonard M. Levin, 284 F. Supp. 85 (D. R. I., 1968).

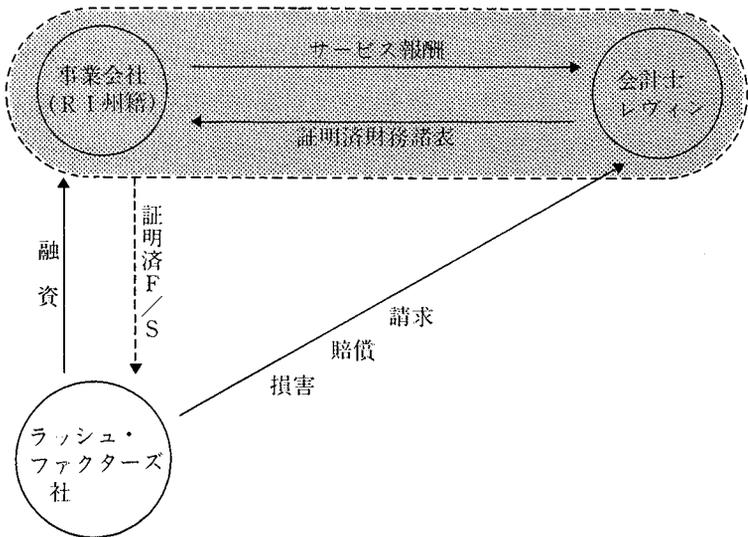
本判決は、ロード・アイランド州 (= 被告が不実表示を犯した場所) とニュー・ヨーク州 (= 原告の依拠と結果損害の場所) が異なるために、州籍の相違 (diversity of citizenship) に基づいて連邦法廷が処理したケースである。

(33) 第2次不法行為法リステイトメントが正式に公表されるのは、1977年になってからである。

(34) Rusch Factors, Inc. v. Levin, *supra* note 32, at 86-87.

実際には64年2月10日の時点ないしそれ以前から、会社が債務超過の状態にあったにもかかわらず、被告会計士は、会社に十分な額の支払能力があることを示す財務諸表を作成した。この書類に依拠して、原告は、被告のクライアントに総額83万7千ドル以上を融資した。その後、当該会社は財産管理を受けることになり、原告は融資額の極一部しか回収できないこととなった。このため、被告会計士が証明した財務諸表中の詐欺ないし過失による不実表示に依拠した結果として、12万1千ドルを超える損害を蒙った、と原告側は申立てた。これに対し被告側は、①出訴期限法 (statute of limitations) と、②直接契約関係の欠缺に基づいて、原告の申立ての却下を申請した。この事実関係図は、以下の如くである。

図4 ラッシュ・ファクターズ社対レヴィンの事実関係



(35) 本稿では、出訴期限法争点は検討の対象とはしないが、結論としては、56年のロード・アイランド州一般法(65年修正)——6年間の一般出訴期限法——に基づき、被告の申立ては却下された。

再度このラッシュ判決でも、契約上の当事者関係が詐欺訴訟における抗弁となり得ないこと、すなわち、故意に不実表示をした会計士は、自らの不実表示により損害を蒙ることを合理的に予見すべきだった全ての人物に責任がある、とのウルトラマーレス先例を確認し、詐欺による財産回復にとっては、「第三者の依拠を会計士が実際に知っていることも、依拠クラスの量的制限も」不可欠の要件ではない、と改めて明示した。そして、もし不実表示人の行為が、詐欺の推定を可能にするほど軽率 (heedless) であれば、同じく広い範囲〔に責任を負わせること〕が支配的である、とした<sup>(36)</sup>。

しかし、会計士に対するネグリジェンス責任の賦課に関する検討において、ウルトラマーレス先例に対して、従来から唱えられていた批判点を持ち出した。すなわち、

- (1) 何故に、善意の依拠当事者が会計士の職業上の失当行為による重い負担に耐えるよう強いらねばならないのか。
- (2) 損失リスクは、会計専門職業に課すことによって、ヨリ容易に配分され公平に分散されるのではないのか。つまり、当該会計専門職業は、そのリスクを付保するコストを、自らのクライアントに転嫁でき、さらにそのクライアントは順繰りに消費大衆全体に、そのコストを転嫁できるのではないか。
- (3) 最終的に、予見可能性ルールは会計専門職業の警戒技術を向上させることに繋がるのではないか。

以上のような理由により、「『合理的に認知されるべきリスクが、従われるべき義務を規定する』という命題への不当な侵害に、ウルトラマーレス判決は相当するように思われる」と判示した<sup>(37)</sup>。

としながらも、ウルトラマーレス先例の原告が、「不確定で、無制限なクラスの、疎遠な貸主及び潜在株主の1メンバーであり、それは実際に予見されず、予見可能な者でしかなかった」のに対し、係属中のラッシュ事件の原告が、「そ

(36) Rusch Factors Inc. v. Levin, *supra* note 32, at 90.

(37) *Id.*, at 90-91.

の依拠が実際に被告により予見された単一の当事者」であった点を理由に、本事件に対して与えられた機会が、先のケースと質的に区別できるため、本RI最高裁がそれを覆すことになる、と判決する必要はない、と表した。そして、むしろ係属中の本事件が、第1位受益者ルールを導入した22年のグランザー先例に類似している、と解したのである。

しかし、グランザー先例が「特定の実際に予見された、限られたクラスに属する、既知の依拠第三者」に救済を与えたのに対し、このラッシュ判決が「特定の予見された、限られたクラスに属する、未知の依拠第三者」(強調筆者)までも救済したことで、「法廷はグランザー判決を遥かに超えた」と評価される。<sup>(38)</sup>

以上の結果、原告側のネグリジェンス理論を支持し、「本法廷は、実際に予見され、かつ制限されたクラスの人物が、依拠した不注意な財務不実表示について、ネグリジェンス責任を会計士は負うべきである」と判示した。本ケースにおける原告側の訴状では、被告は自らの証明書が正にその意向と目的 (its aim and purpose) として、RIの会社の潜在的金融業者 (potential financiers) の依拠と、そのために用いられること、を知っていた<sup>(39)</sup>、のであるから、被告会計士は依拠第三者に対するネグリジェンス責任を負うべきであるとした。とはいえ、本判決書では、CPAの過失不実表示責任の予見可能性の最高限度については、具体的に明示することは避けている。

#### IV 防壁の放棄——合理的予見可能性ルール

数々のCPAを巻き込んだ事件において、リスク・ゾーン内にあると合理的に予見された全ての者に対し、コモン・ロー上、一般的には、過失不法行為者が義務を負うべきであると考えられなくもなかった。しかし、ここまでの議論から、各法廷がCPAの法的責任に関して異なったルールを採用してきたことが判る。これはいかなる理由によるものであろうか。

(38) Johnson, O. and W. D. Terando, *op. cit.*, p. 90.

(39) Rusch Factors, Inc. v. Levin, *supra* note 32, at 92-93.

1842年判決のウィンターボトム対ライト (Winterbottom v. Wright)<sup>(40)</sup> 事件で、イギリス法廷は、契約により創出される義務の範囲を扱い、最終的に、直接契約関係にある者にのみその義務範囲が及ぶ、と初めて当該法理を確立し適用した。そして、このケースは専ら契約にのみ基づいた訴訟ではあったが、この直接契約関係による制限は、即座にネグリジェンスの申立てに基づくケースにも拡張された。その後、70年以上、この法理が問題にされることはなかった、といわれる。

しかしながら、マクファーソン対ビュイック・モーター社 (MacPherson v. Buick Motor Co.)<sup>(41)</sup> 事件 (1916年) において、カードゾ判事は、新たなアプロー

(40) Winterbottom v. Wright, 152 Eng. Rep. 402 (1842).

本ケースの事実関係は、次の通りである。

郵政長官 (Postmaster General) たる当事者Aは、郵便配達用の乗り物として用いるように馬車を借用する契約を当事者Bと締結した。本契約条件の下に、当事者Bはその馬車を最適で、適切で、安全な (fit, proper, safe) 状況に保つ責任を負った。郵政長官はまた、当事者Cとこれらの馬車を操作するように契約を結んだ。続いてCは、馬車を操作して郵便を配達するように、当事者Dと下請契約をした。そのような状況の下、欠陥のある馬車が壊れてDは負傷したために、失った賃金と慰謝料を回収するためにBを訴えた。しかし法廷は原告DがBと直接契約関係にないという事実に基づき、原告に対する財産回復を否定した。この結果、Dの唯一の救済策は契約関係にあるCから回収することとなり、その後Cは契約関係にあるAに損害賠償を請求した。結局、郵政長官Aだけが、Bを訴えることができたのである。

ここでは、被告のネグリジェンス責任の限界を規定する際に、厳格な直接契約関係の法理が適用された。そして、このウィンターボトム事例で創出された厳格な直接契約関係の法理は、この後74年間続くことになるが、一般的な判例の流れとしては、当該法理は不法行為成立と同様の必要条件、すなわち合理的に予見可能な第三者に対する義務、に取って代わられることになる (Johnson, O. and W. D. Terando, *op. cit.*, p. 83)。

(41) Davies, J. J., *op. cit.*, p. 78.

(42) MacPherson v. Buick Motor Co., 217 N. Y. 382, 111 N. E. 1050 (1916).

本事件では、法廷は、過失をもって造られた瑕疵ある製造物の利用から生ずる感知できる (tangible) [ほど確定的な] 人身損害により、自動車の製造業者と他の危険な製造物の製造業者とに厳格責任を課した。この場合の争点は、車製造業者が製造物の直接購入者以外の者に対して注意義務を負うか否か、にあった。法廷は、過失をもって造られた製造物が、それ自体で、またひとりで壊れるという生来的な状況を超えて、買主以外の人物を危険にさらすことになる状況にまで予見可能性テストを拡張した。このため、自動車の製造業者がその義務の履行において、より高い注意基準を保有すべきであると判決し、もしこの義務が満たされなければ、被告は契約上の直接関係にある当事者のみならず、過失をもって造られた製造物を用い、続いてそれらにより危害を蒙った第三者に対しても責任を負わねばならないことになった。

チを製造業者の法的義務範囲に対して試みた。ここでのアプローチは、当時のPL法の試金石として役立つのであるが、ネグリジェンスが他方当事者を物的損害 (physical harm) の危険に陥れた場合、義務範囲決定の制限的ルール(直接契約関係法理)は、合理的予見可能性 (reasonable foreseeability) ルールというより進歩的なルールを採用することで、放棄されるべきである、と推断した。

この事実からも判るように、法廷は物的損害に関するケースに対しては、合理的予見可能性ルールを積極的に採用しようとしてきたが、金銭損害に係わるケースでは比較的制限的なアプローチを放棄しようとはしなかった<sup>(43)</sup>、と解される。つまり、法廷が直接契約関係法理の修正として、第1位受益者 (primary beneficiaries) ならびに特定被予見クラス (specifically foreseen class)・人物という概念を受け入れ始めるまで、金銭損害の救済においては、この制限的ルールは緩和されなかったことになる。

デービスは、さらに「より重要なことには、単に予見できる (foreseeable) だけの当事者に対する経済損失 (economic loss) に帰着するネグリジェンスには、どの法廷も未だ法的責任を課していない。こうして、ネグリジェンスが物的損害に至る場合には、法的責任の範囲を確定するために、予見可能性ルールがほぼ全般的に適用されるようになってきたが、ネグリジェンスを犯した公会計士に対して法的責任を課すためには、利用されていない」。そして、「そのような情況は現在でも続き、監査済財務諸表利用〔第三〕者に対する公会計士の義務範囲に関する問題は、未解答のままに置かれている<sup>(44)</sup>」と解説している。

## V おわりに

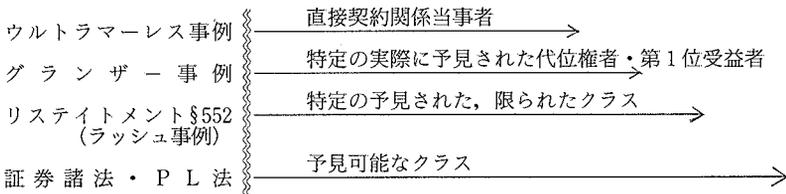
今日までCPAの法的責任を扱う場合、多くはCPA対直接契約当事者であるクライアントとそれ以外の第三者という関係で扱われてきた。この第三者という概念には、極めて広範で多面的な当事者が想定されている。というのも、対第三者責任にいうところの第三者とは、監査意見を添付された財務書類を「信

(43) Davies, J. J., *op. cit.*, p. 78.

(44) *Ibid.*, p. 79.

用して依拠（利用）した第三者」であり、この範囲には前述の、①第1位受益者②代位求償権者③権利の譲受人、といった利害関係者をも含まれて論じられるからである。しかし、これら3つの利害関係者については、コモン・ロー契約法によって救済策が与えられる被損当事者でもあり、その意味で、生来的には全ての損害回復を志向する不法行為法上の被損当事者とは区別される必要がある<sup>(45)</sup>。このような視点を前提に、本稿では特に期待ギャップとの関係から、CPAに対する役割期待を有し得る当事者、換言すれば、法廷が当該役割期待を認めてきた当事者、を確定するために、不法行為法争点の中でも、救済される人的範囲に的を絞って、検討を加えてきた。その結果、判明した事柄をまとめると、以下の図ならびに節のようになろう。

図5 各先例による人的外延規定



(1) 監査済財務諸表に対する利用第三者の増加は、第三者側の①分析のための専門知識欠如・②情報入手の不完全性、及び③企業と第三者の側での個別的財務検査に対する禁止的コストの共通認識、④個別的財務検査による記帳システムに対する不当な負担、という主として4つの環境条件に基づいていた。このような増加基調にある、利用第三者の救済範囲（人的外延）を規定した最初の対会計士訴訟判決が、ウルトラマーレス判決とされる。本ケースは、第1審に始まり最終的にはNY州最高裁にまで上訴されるが、結果的には被告会計士側の申立て（賠償責任の根拠なし）が認められた。判決文では、職業専門家の果たすべき義務を①法が課す義務と②契約に起因する義務、に階

(45) コモン・ローに基づいた第三者概念の分別については、前掲拙稿を参照されたい。

層化した上で、雇主以外の当事者に対しては、一般論として①による詐欺相当程度のネグリジェンス責任を負うことを認めた。つまり本来的には、不法行為法訴訟においては、被損当事者の全てが、原則として、①の義務違反に起因した損害賠償請求が認められてしかるべきであった。しかしながら、そのネグリジェンス（②の義務違反）を主因とする救済策は、①実利的観点・②他の熟練専門職業への影響・③公会計士サービスが指向すべき第1対象、という3つの根拠から、本ケースでは認められないと判示したのである。結果的に見れば、不法行為に基づく救済範囲（人的範囲）を、契約法概念である直接契約関係の法理によって、限定したことになる。

- (2) 監査の批判機能と裏腹の関係にある情報提供という側面からみると、同じ情報提供機能を担う公計量官を巻き込んだグランザー事例において、職業専門家と契約類似の関係がある利用第三者に対する損害賠償責任が認められた。このような直接契約外の第三者の賠償請求を認めた理由は、契約履行の結果、第1に利益を受けるよう意図された特定の当事者に、原告（被損当事者）が該当することを認めた点にある。この結果、ウルトラマーレス判決が不法行為法訴訟上で後に職業会計士側の抗弁として追認した防壁に、侵食的解釈を試み、契約上の第1位受益者にネグリジェンスに基づく損害賠償請求を可能としたのである。
- (3) グランザー判決とは違う形で、直接契約関係の法理を拡張しようとしたものが、不法行為法リステイトメントであり、それを反映したラッシュ判決であった。本ケースで、契約時点では具体的に知ることのできない依拠第三者にまで、会計士のネグリジェンス責任を認めた。したがって、会計士の行為時点で具体的に知られていなくとも（未知の第三者であっても）、「特定の予見され、かつ限られたクラスに含まれる依拠第三者」であれば、会計士に対してネグリジェンスによる損害賠償訴訟を提起できることとなった。
- (4) 今後、もし不法行為責任が拡張されるとすれば、それは「合理的予見可能性ルール」の導入に頼ることになる。このルールは、PL法において採られ、製造物による物的損害に対し、ほぼ全般的に適用されてきた。しかし、ネグ

リジェンスを犯したCPAに対して法的責任を課すためには、未だ利用されていない。このためコモン・ロー訴訟において、リステイトメント・ルールやラッシュ先例の立場を超えた、「予見し得る第三者」に対する責任賦課の根拠となるかどうかは、今後の動向次第といえる。そして、むしろそれら被損当事者の救済は証券法訴訟によってなされているものと解されるのである。

但し、現時点での最大外延がラッシュ・ルールによるとしても、アメリカの全ての管轄法域でこのルールを採用するわけではない点に注意すべきである。というのも、法廷によって、どのルールを採用するかはその任意に委ねられており、それがコモン・ロー・プロセスの特徴でもあるためである。具体的には、①特定の法域内の異なる判事が、判例の異なった解釈をなし、それが故に同様の事実関係に対して異なる判決を下し得ることと、②異なる法域の判事が異なる支配的先例を見出し、それ故に、同様の事実関係に対して異なる判決を供し得ること<sup>(46)</sup>、という2点に、判例解釈の試みが州及び連邦レベルでなされる必要がある、とされる所以があるといえよう。

——以上——

---

(46) 前掲拙稿，557頁。